

○近畿地方整備局告示第187号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和3年12月2日

近畿地方整備局長 東川 直正

第1 起業者の名称 滋賀県

第2 事業の種類 一級河川淀川水系真野川改修工事（左岸：滋賀県大津市今堅田三丁目字柳原地内から同市真野五丁目字東浦地内まで、右岸：滋賀県大津市今堅田三丁目字北大道地内から同市今堅田三丁目字高橋地内まで）

第3 起業地

1 収用の部分 滋賀県大津市今堅田三丁目字柳原、字北大道、字大道、字川原、字クサビ及び字高橋並びに真野五丁目字東浦地内

2 使用の部分 滋賀県大津市今堅田三丁目字北大道及び字高橋地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

「一級河川淀川水系真野川改修工事」（以下「本件事業という。」）は、滋賀県大津市今堅田三丁目字柳原地内から同市真野五丁目字藤ノ木地内

までの一級河川淀川水系真野川（以下単に「真野川」という。）左岸の延長 1.0 kmの区間及び同市今堅田三丁目字北大道地内から同市真野二丁目字下川原地内までの真野川右岸の延長 1.0 kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする河川改修工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 3 条第 1 項に規定する河川のうち一級河川に関する事業であり、法第 3 条第 2 号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。

2 法第 20 条第 2 号の要件への適合性

一級河川の管理は、河川法第 9 条第 1 項の規定により国土交通大臣が行うものとされているところ、本件区間は同条第 2 項に規定する指定区間に該当し、同項の規定により、指定区間内の一級河川の管理は都道府県知事が行うものとされていること、起業者である滋賀県は、既に本件事業を開始していることなどの理由から、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

3 法第 20 条第 3 号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

真野川は、滋賀県大津市にある比叡山地を水源とし、支川の世渡川等と合流しながら大津市内を流下し、途中、JR湖西線などの基幹交通施設を横断し、琵琶湖に注ぐ幹川流路延長 8.2 km、流域面積 18.3 km²に及ぶ河川である。

真野川はその流域に大津市を擁する治水上重要な河川であるが、河道が狭小であり流下能力が低いことから、過去の洪水によりたびたび浸水被害が発生している。昭和 44 年 6 月から 7 月にかけての豪雨によ

る洪水では、床下浸水 16 戸に及ぶ被害が発生したほか、昭和 51 年 6 月の豪雨に伴う洪水では、床下浸水 6 戸、浸水被害面積約 15ha もの被害が発生し、平成 10 年 10 月の豪雨に伴う洪水では、護岸が 1 箇所崩壊する被害が発生している。

真野川の治水対策は、淀川水系河川整備基本方針（平成 19 年 8 月策定）に沿って平成 24 年 3 月に策定された淀川水系志賀・大津圏域河川整備計画に基づき、10 年に 1 度程度発生する恐れのある降雨を安全に流下させることを当面の目標として、河口地点における河道配分流量 170 m³/秒を流下させることを目標として、順次河川改修等が実施されているところである。

本件事業は、河道が狭小なことから流下能力が低く浸水被害の危険性が極めて高い本件区間について、整備計画に基づき、河川改修工事を行うことにより本件区間の流下能力の向上が図られることから、浸水被害を軽減し、流域住民の生命及び財産の保全に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が令和 3 年 3 月に、同法等に準じて任意で工事実施に伴う騒音等による影響を調査しており、その結果によると、騒音等については法令により定められた基準等を満足するとされている。さらに、起業者は、必要に応じて低騒音・低振動型機械を使用し、周辺的生活環境に配慮しながら工事を実施することとしている。

また、上記の調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているゲンゴロウブナ等、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ等、準絶滅危惧として掲載されているチュウサギ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下

単に「重要な種」という。)が、植物については環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているエビネ等その他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。本件事業が及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない又は小さいと予測されている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在していない。なお、工事の実施に当たり遺構等が確認された場合は、起業者は、滋賀県教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、河道が狭小なことから流下能力が低い本件区間について、河道掘削等を行う事業であり、その事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和 51 年政令第 199 号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の施行方法については、右岸側を拡幅する右岸拡幅案（申請案）、両岸を拡幅する両岸拡幅案及び左岸側を拡幅する左岸拡幅案の 3 案について検討が行われている。申請案と他の 2 案を比較すると、申請案は、用地取得の必要面積及び支障物件数が最も少ないこと、土工量等が最も少なく施工期間が最も短いこと、工事施工に大きな問題点が無いこと、事業費が最も低く抑えられることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

4 法第 20 条第 4 号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3 (1) で述べたように、河道が狭小なことから流下能力が低く、浸水被害の危険性が極めて高い状況にある本件区間について、流域住民の生命及び財産を保全するため、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、大津市等より、上記の理由から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第 20 条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 滋賀県大津市役
所